

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による障害給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

1 請求人は、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社Cセンターにおいて物流業務に従事していた。

2 請求人は、○年○月○日、会社から原動機付自転車（以下「バイク」という。）で帰宅途中、並走していた普通乗用自動車は急に左折してきたため、同自動車と接触し転倒、負傷した（以下「本件事故」という。）。

請求人は、同日、D医療機関へ救急搬送され、同月○日、E医療機関に転医し、「左鎖骨骨幹部骨折、左肋骨骨折、左肩甲骨骨折、肺挫傷」と診断され、療養の結果、○年○月○日、治癒（症状固定）した。

3 本件は、請求人が、治癒後、障害が残存するとして障害給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）には該当しないとして、障害給付を支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことにつき、請求人がこれを不服として本件処分の取消しを求める事案である。

4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

（略）

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害が障害等級に該当する障害であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人の自訴及び医学的見解等から、請求人に残存する障害として検討すべきものは、①右母指の機能障害、②左鎖骨、左肋骨及び左肩甲骨の変形障害、③左肩関節の機能障害、④神経系統の障害と認められるので、以下検討する。
- (2) 右母指の機能障害について

障害認定面接調査書（以下「面接調査書」という。）によれば、請求人は、要旨、「右手親指の動きが制限されている。右手親指には、常に違和感がある。ズンとくる痛みではないが、重い痛みがある。」など、右母指に疼痛等の症状が残存し同部位に機能障害があると述べている。さらに、その原因について、本件事故により生じた右母指付近の骨折等の外傷により関節に何らかの不都合が生じ、その後に変形関節症（母指CM関節症）に移行したことが考えられるとしている。

この点、F医師は、○年○月○日付け労働者災害補償保険診断書（障害（補償）給付用）（。以下「F診断書」という。）において、要旨、「右母指CM関節（carpometacarpal joint；手根中手関節）痛が持続し、可動域制限あり。X線においてCM関節症を認める。」とし、請求人の右母指に係るMP関節（metacarpophalangeal joint；中手指節関節、右母指CM関節と同じと考えられる。）の屈曲・伸展、橈側外転及び内転の可動域角度は、健側と比較し、1／2以下に制限されているとしている。

また、F医師は、○年○月○日付け意見書において、上記右母指可動域制限の原因に関連して、要旨、「右母指基節骨近位端内側の骨片が本件事故によるものである可能性が否定できない。」と述べている。

一方、G医師は、○年○月○日付け意見書（以下「G意見書」という。）にお

いて、要旨、「〇年〇月〇日の右母指CTにおいて骨片を認めるが、事故による骨折かは不明である。」と述べ、H医師も、要旨、「本件事故後の画像上、右母指の骨片の原因となる骨折の所見は認められない。痛みが事故後に出現したとしても骨片が事故によるものとはいえない。骨片と事故との医学的因果関係は不明としかいいようがない。」との意見を述べている。

当審査会としては、F医師の意見は、可能性を述べたものにすぎないこと、D医療機関の診療録、画像診断報告書等によれば、本件事故により右母指に骨折等を生じた事実は認められないことから、G医師及びH医師の意見は妥当であると思料する。したがって、上記右母指の可動域制限が本件事故に起因するものとは認められず、請求人の右母指の機能障害は本件事故による障害とは評価できないと判断する。

(3) 左鎖骨、左肋骨及び左肩甲骨の変形障害について

F医師は、F診断書において、要旨、「左鎖骨は骨癒合が得られ、痛みなし。左肋骨骨折、左肩甲骨骨折による症状なし。」と述べていること、G医師は、G意見書において、要旨、「左鎖骨単純X Pでは、骨癒合は完了しており、変形もない。また、外見上、骨折部の変形も認めない。」と述べていること、請求人は、面接調査書において、要旨、「骨折した左鎖骨、左肩甲骨及び左肋骨に痛み等の症状はない。」と述べていることから、決定書（略）理由に説示のとおり、左鎖骨、左肋骨及び左肩甲骨には障害等級に該当する変形障害は認められない。

(4) 左肩関節部の機能障害について

G医師は、G意見書において、請求人の左肩関節部の可動域角度は、参考可動域角度と比較して3/4以下に制限されていない旨述べ、請求人が、面接調査書において、要旨、「左肩関節については、特に問題もなく、動かすことができる。」と述べていることから、決定書（略）理由に説示のとおり、左肩関節部には障害等級に該当する機能障害は認められない。

(5) 神経系統の障害について

F診断書、G意見書及び面接調査書から、左鎖骨骨幹部骨折、左肋骨骨折、左肩甲骨骨折及び肺挫傷に起因する神経系統の障害についても、決定書（略）理由に説示のとおり、障害等級に該当する障害は認められない。

(6) なお、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。